	―― その他のもの	20.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ	TRQ-7	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	
110419.490	― その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1104.19号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号110419.410の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																						
	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）																									
110422.000	オートのもの	12.0%	B10		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
1104.23	とうもろこしのもの																									
110423.010	1 コーンフレークの製造に使用するもの	16.2%	B7		14.2%	12.2%	10.1%	8.1%	6.1%	4.1%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
110423.090	2 その他のもの	18.0%	B5		15.0%	12.0%	9.0%	6.0%	3.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
1104.29	その他の穀物のもの																									